

「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興
に関する要請書
(平成29年9月29日敦賀市)
への対応について

令和5年5月

文書及び内容（抜粋）			
No.	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書（平成29年9月29日、敦賀市）	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書への対応について（平成29年11月22日、文部科学省・経済産業省）	対応状況
	<p>1. ハーモニアスポリス構想関係</p> <p>「もんじゅ」の廃止措置への移行という突然の政策変更により、描いてきた地域の将来像が失われかねない状況に対して、その将来像を取り戻すべく、立地である敦賀市自らが取組み、原子力だけに頼らない産業構造の複軸化及びエネルギーの多元化を目指す「ハーモニアスポリス構想」に対して、次のことを求める。</p>		
1	<p>（1）産業構造の複軸化に向けた新産業創出への支援</p> <p>市内企業等の新事業の展開による新産業の創出に向け、市内企業及びこれと連携する構想圏域内の企業が行う研究開発やビジネス化を支援する産業振興事業に対して財政支援を行うこと。</p> <p>また、企業誘致を促進するため、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金について、「もんじゅ」の廃止措置を考慮した単価の嵩上げや期間延長を行うなど、制度の拡充を図るとともに、放射線の産業利用の促進に向けた新たな支援制度を創設すること。</p>	<p>○ハーモニアスポリス構想における産業振興事業に対して、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業等の予算措置の活用も含めて対応を検討していく</p> <p>○関係省庁、原子力機構、敦賀市、商工会議所等による協議会を開催し、廃炉ビジネスに係る具体的な技術支援等を検討</p>	<p>○国は、廃炉ビジネス協議会を設置し、県、市、商工団体とともに、嶺南Eコースト計画を踏まえて、スマデコの活用を含めた地元企業の技術力向上や廃炉ビジネスへ参入するために役立つ取組方策などについて検討している。</p> <p>○加えて、廃止措置への地元企業の参画拡大につながる支援として、原子力機構では、技術課題解決促進事業により、原子力の安全技術、廃止措置等について地元企業が行う研究や人材育成を支援している。</p> <p>○経済産業省では、敦賀市が地元企業とともに取り組む技術開発事業に対して、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業で支援している。</p>

文書及び内容（抜粋）				
No.	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書（平成29年9月29日、敦賀市）	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書への対応について（平成29年11月22日、文部科学省・経済産業省）	対応状況	
	1. ハーモニアスポリス構想関係			
2	<p>（2）エネルギーの多元化に向けた水素に係る国の研究機関等の誘致と関連インフラ整備への支援</p>	<p>新エネルギーの新たな研究拠点として、水素発電等の研究を行う国の研究機関の整備や民間の実証事業を誘致すること。</p> <p>また、水素社会の形成を進めるため、水素供給及び水素利用の促進に向け、水素燃料電池バスの導入・運行と、民間事業者が行う水素ステーションの整備・運営、水素燃料電池の導入等に対して、財政支援を行うこと。</p>	<p>○今年度、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業により、敦賀市が実施する水素社会形成に向けたFS調査を国としても支援</p> <p>○水素に係る民間研究のニーズを汲み取り、敦賀市の特色を活かして、どのような研究機関が求められるか検討を開始</p> <p>○水素関連のインフラ整備への支援について、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業等の予算措置の活用も含めて対応を検討</p>	<p>○経済産業省は、水素・燃料電池技術の普及のため、水素供給設備の整備等を行う者に対して補助金による支援を行っている。敦賀市の水素ステーション設置などの取組に対し、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業で支援している。</p>
3	<p>（3）産業構造の複軸化及びエネルギーの多元化等を促進・加速化させる敦賀～高島間トンネルの整備</p>	<p>敦賀市と周辺地域、近畿圏との広域的、一体的経済発展を飛躍的に向上させる動脈、また、国土強靱化を進める中で、災害時における大阪港等の代替港に指定された敦賀港に繋がる生命線を確保する観点から、国道バイパスとして敦賀～高島間トンネルの整備を行うこと。</p>	<p>○「文部科学省より関係府省に照会したところ以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に福井県から要請を受けており、その中に敦賀～高島間トンネルが含まれていると承知。課題等を整理の上検討。 	<p>○国土交通省としては、令和元年6月に、敦賀市ハーモニアスポリス構想の基本計画において、近畿・北陸・中部圏の広域交通ネットワーク強靱化道路と位置づけられていることは認識しており、引き続き、関係機関における検討状況を注視していく。</p>

		文書及び内容（抜粋）		
No.		「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書（平成29年9月29日、敦賀市）	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書への対応について（平成29年11月22日、文部科学省・経済産業省）	対応状況
	2. 地域経済対策関係	一層深刻化する敦賀市の地域経済の維持・活性化に向け、雇用の確保をはじめとする地域経済対策として、次のことを求める。		
4	（1）将来にわたる約1,000名の雇用の維持	「もんじゅ」に係る機構の職員他、協力会社の社員を含む人員（約1,000名）については、廃止措置に移行することによって大きな影響を与えないよう当面維持するとしているが、高速炉開発の拠点化も含め将来にわたる約1,000名の雇用の維持に向けた、明確なロードマップを提示し、これを実現する具体的な取組を行うこと。	<p>○「もんじゅ」の廃止措置着手後も、当面10年間程度は1,000名体制を維持。その後、廃止措置の進捗により、作業に従事する人員が漸減していくが、その減少分を補うべく、雇用維持に向けた明確な道筋を示すとともに、以下の取組を通じて、新たな雇用創出等を図ることを目指す。</p> <p>① 「ふくいスマートデコミッション技術実証拠点」における共同研究開発等による地元企業育成、若狭湾エネルギー研究センター等と連携した説明会の開催等による、廃止措置作業への地元企業の参入促進</p> <p>② 「地域イノベーション・エコシステム形成プログラム」による福井大学との連携を通じた新産業創出、福井大学敦賀キャンパスと連携して行う原子力人材育成事業</p> <p>③ ハーモニアスポリス構想への貢献</p> <p>④ 「もんじゅ」跡地における試験研究炉の整備・運転・利用</p>	<p>○原子力機構では、「もんじゅ」に当面10年程度は1,000名の雇用規模を維持することを目指しており、作業状況に応じて変動が生じるものの、年間で均すと1,000名程度の雇用規模をこれまで維持している。</p> <p>○長期的な雇用の維持・創出の「道筋」について、文部科学省としては、将来的な試験研究炉の動向も見据えつつ、これに関係する地元の産業振興施策等と足並みをそろえた取組が重要と考えており、引き続き、地元と連携して検討する。</p>

文書及び内容（抜粋）				
No.	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書 （平成29年9月29日、敦賀市）		「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する 要請書への対応について（平成29年11月22日、 文部科学省・経済産業省）	対応状況
	2. 地域経済対策関係			
5	（2）足元の地域経済対策の実施に向けた電源三法交付金の拡充	<p>この度の「もんじゅ」の廃止措置への移行という突然の政策転換により、疲弊している敦賀市の地域経済が一層深刻化する中、この対策を行うため、電源立地地域対策交付金（自立発展枠）の交付限度額の拡大等、制度の拡充を図ること。</p> <p>【財政需要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業団地整備及び企業誘致並びに即効性のある緊急経済対策事業 ・北陸新幹線敦賀開業に向けた各種まちづくり事業 ・公共施設等総合管理計画を推進する公共施設等統廃合事業 	<p>○電源立地地域対策交付金の拡充等、「もんじゅ」の廃止措置による地元への影響を緩和するため、電源三法交付金の充実にに向けた取組を進める。</p>	<p>○文部科学省では、電源立地地域対策交付金において自立的発展支援について増額交付できるよう、平成30年度より必要な額の確保に努めている。</p> <p>○令和5年度予算案においても、福井県及び敦賀市に対して、特例措置として2億円ずつの増額を要求措置しているところ。</p>
6	（3）持続的な発展対策の実施に向けた財政支援	<p>「もんじゅ」の廃止措置への移行に伴い、本市が思い描いてきた将来像が失われかねない状況を踏まえ、持続的な発展対策を行うため、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金及びエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金について、制度の恒久化、並びに用途の弾力化を図ること。</p>	<p>○国の予算は、原則、単年度予算であること等により、制度の恒久化等を断言することはできないが、制度の継続に努力してまいりたい。</p>	<p>○恒久化は困難であるが、経済産業省では、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金について、民間企業との連携により効率化等を図れる事業を対象に交付額の特別枠を設置している。</p>

		文書及び内容（抜粋）	
No.	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書 （平成29年9月29日、敦賀市）	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書への対応について（平成29年11月22日、文部科学省・経済産業省）	対応状況
	3. 安全・安心確保対策関係	「もんじゅ」の廃止措置への移行という突然の政策変更による市民の不信と不安を払しょくする上で、次のことを求める。	
7	<p>（1）特殊性を背景とする防災対策等の実施に向けた原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の支援措置の拡充</p> <p>本市の特殊性を背景とした防災対策等を行うため、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく振興計画の特定事業の対象範囲の拡大及び国の負担割合のさらなる高上げなど、制度の拡充を図ること。</p> <p>【財政需要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防本部機能等整備事業 ・笙の川水系河川整備等の防災対策事業及び原子力防災対策事業 ・エネルギー安全保障強化を促進するLNG・水素エネルギーの活用拠点化等に向けた港湾整備事業 	<p>○文部科学省より関係府省に照会したところ以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の運用に当たっては、関係省庁における連絡会議を内閣府が主催し、情報共有を図るなど、関係省庁の連携の下、取り組んでいるところ。 ・本法に基づく措置に関し、連絡会議の場等を活用することで、運用面での実効性の向上を引き続き図るとともに、どのような制度改善の余地があるか、関係省庁とも相談し、検討を進めてまいりたい。 	<p>○原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法については、昨年3月令和3年3月の法改正により、原子力立地地域特措法の有効期限がを10年間延長し、令和13年3月31日を期限としているところまで10年延長されたところ。</p> <p>○内閣府では、本法原子力立地地域特措法の運用に当たっては、関係省庁と情報共有を図るなど、原子力立地地域特措法に係る関係省庁事務連絡会議を内閣府が主催し、情報共有を図るなど、関係省庁の連携の下、取り組んでいる。</p> <p>○内閣府としては、本法に基づく措置に関し、原子力立地地域特措法に係る関係省庁事務連絡会議の場等を活用することで、運用面での実効性の向上を引き続き図るとともに、どのような制度改善の余地があるか、関係省庁とも相談し、検討を進めてまいりたい。</p>

		文書及び内容（抜粋）		
No.		「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書 （平成29年9月29日、敦賀市）	「もんじゅ」の廃止措置に伴う地域振興に関する要請書への対応について（平成29年11月22日、文部科学省・経済産業省）	対応状況
	3. 安全・安心確保対策関係			
8	（2）自衛隊の機能強化	<p>緊迫する北朝鮮情勢を背景とし、いかなる状況においても迅速な事態対処を可能とするため、自衛隊基地等の整備や再配置等を含め、機能強化を図ること。</p>	<p>○文部科学省より関係府省に照会したところ以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国最多の15基の原子力発電所が立地している嶺南地域に関し、防衛省・自衛隊は、福井県の半島部臨時ヘリポート整備事業を踏まえ、陸自大型ヘリも展開可能なヘリポート設置の検討に協力 ・その上で、福井県等が実施する各種訓練に積極的に参加しつつ、原発の防護や災害救援の態勢を検証予定 ・これらを踏まえつつ、次期中期防において、福井県における原発の防護や災害支援に対する自衛隊の態勢について引き続き検討 	<p>○全国最多の15基の原子力発電所が立地している嶺南地域に関し、防衛省・自衛隊としては、中期防衛力整備計画防衛力整備計画（令和4年12月16日国家安全保障会議決定 閣議決定）を踏まえ、原子力発電所の近傍における展開基盤の在り方に係る検討に資することを目的として、陸自航空機や普通科部隊による展開基盤の検証を行っており、そうした検証結果も精査しつつ、引き続き必要な措置に係る検討を行うこととしている。</p>